

新型インフルエンザ等に関する 国の動きについて(情報提供)



平成28年2月
広島県感染症・疾病管理センター

本日の内容

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種について
- 2 感染症法の改正について
- 3 ノロウイルスの感染予防対策
- 4 季節性インフルエンザについて

2

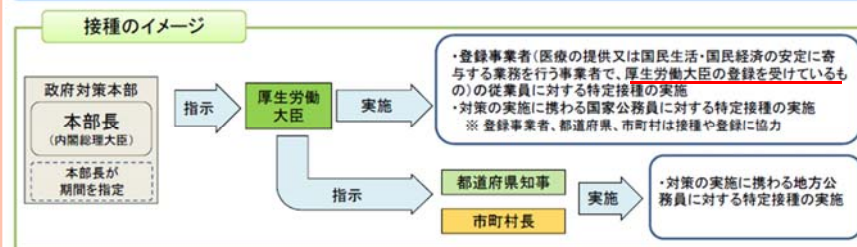
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種について

- 平成28年3月に、特定接種管理システムが稼働予定
- 稼働開始とともに
 - 「医療分野で申請済」の方
 - ・システムから、ID、パスワードが、順次、各申請者にメール送信
 - ・修正事項がある場合は、Web上のシステムで、変更の手続実施
 - 「医療分野で未申請」及び「国民生活・国民経済安定分野」の方
 - ・Web上のシステムで申請の受付開始
- ✓ 詳細が分かり次第、情報提供します。

3

■ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種



根拠等

○ 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらを踏まえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めることになる。

留意点

○ 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)

○ 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

4

■ 特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

○ 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。

※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型コロナウイルス等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

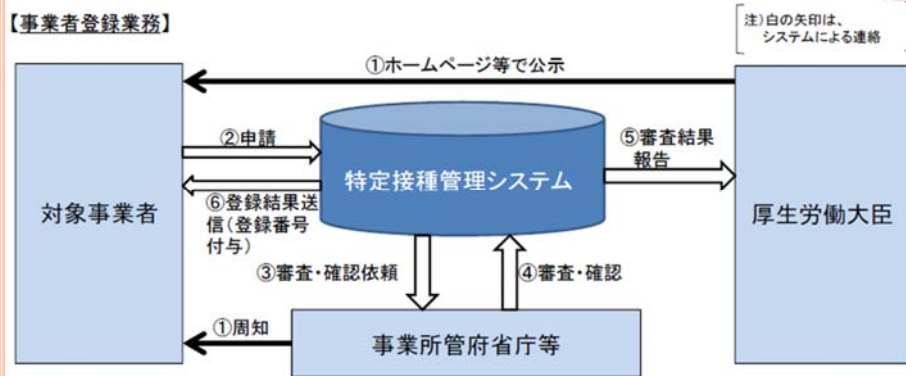
類型	事業の種類	接種順位
医療分野	新型コロナウイルス等医療型	新型コロナウイルス等医療
	重大・緊急医療型	重大緊急医療
新型コロナウイルス等対策の実施に携わる公務員		新型コロナウイルス等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業、医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業
	指定同類型(業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業、医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業
	指定同類型(社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業

(注)
 ※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。
 ※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。
 ※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

■ 特定接種 登録申請状況等 (H26.3.31現在)

内訳	病院	診療所	歯科	薬局	訪問S	助産所	総計
広島市	55	425	2	275	29		786
呉市	14	100		72	5		191
竹原市	3	11	1	9	1		25
三原市	11	30		32	2		75
尾道市	9	57	1	62	1		130
福山市	28	138		115	11		292
府中市	4	8		11			23
三次市	2	27	1	13	2		45
庄原市	5	12		9			26
大竹市	2	18		6			26
東広島市	10	30	1	46	1		88
廿日市市	9	70		21	2		102
安芸高田市	2	10		10	1		23
江田島市	4	11		5	1		21
府中町	1	13		12	1		27
海田町	1	6		2	1		10
熊野町		7		3	1		11
坂町	1	2		1	1		5
安芸太田町	1	1		3			5
北広島町	3	3	1	3			10
大崎上島町		1		1			2
世羅町	1	2		3	1		7
神石高原町	1			1			2
計	167	982	7	715	61	0	1,932
母数	240	2,400	19	1,600	180	12	4,451
割合	70%	41%	37%	45%	34%	0%	43%

■ 特定接種管理システムの概要



- ホームページ等で特定接種管理システムへの登録申請要件等を公示。
- 対象事業者が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項(事業者の名称、所在地、登録対象業務、従業員数、業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関など)を登録申請する。
- 対象事業者から登録申請があった旨、事業所管府省庁等の担当者に連絡。
- 事業所管府省庁等は特定接種管理システムへログインし、登録申請があった事業者の登録可否について審査、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
- 事業所管府省庁等は、厚生労働大臣へ審査した旨を連絡。
- 厚生労働大臣は、対象事業者へ登録した旨を連絡。対象事業者へ登録番号を付与。

2 感染症法の改正について

■ 感染症に関する情報の収集体制の強化【平成28年4月1日施行】

- 知事は、全ての感染症の患者等に対し検体の採取等に応じること、また、医療機関等に対し保有する検体を提出すること等を要請できる旨の規定を整備
 - ※ 上記により対応できない場合、知事は、一類感染症、二類感染症、新型コロナウイルス等感染症及び新感染症の患者等から、検体採取等の措置をとることができる旨を規定
 - ※ 検体検査の質の向上を図るため、「検査の実施体制の整備」を規定
 - ※ 厚労大臣から知事に対する「検体提出」の要請を規定
- 季節性インフルエンザの検体の指定提出機関制度を創設

・円滑、迅速、正確な健康危機対応が可能
 ・国民への注意喚起・情報提供

季節性インフルエンザの検体の指定提出機関

- ・「季節性インフルエンザ」の検体を提出していただく医療機関を指定
- ・検体を、定期的に県に提出

■ 指定数

➢ 国からの指針

既に指定している、小児科定点及び内科定点から、各10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定

➢ 広島県における指定数（予定）

- 小児科定点（72） ⇒ 8 定点
- 内科定点（43） ⇒ 5 定点 計13定点指定

■ 検体の提出頻度

- 頻度 流行期 ⇒ 毎週
非流行期 ⇒ 毎月
- 提出数 1 検体／定点／回 以上

9

3 ノロウイルスの感染予防対策

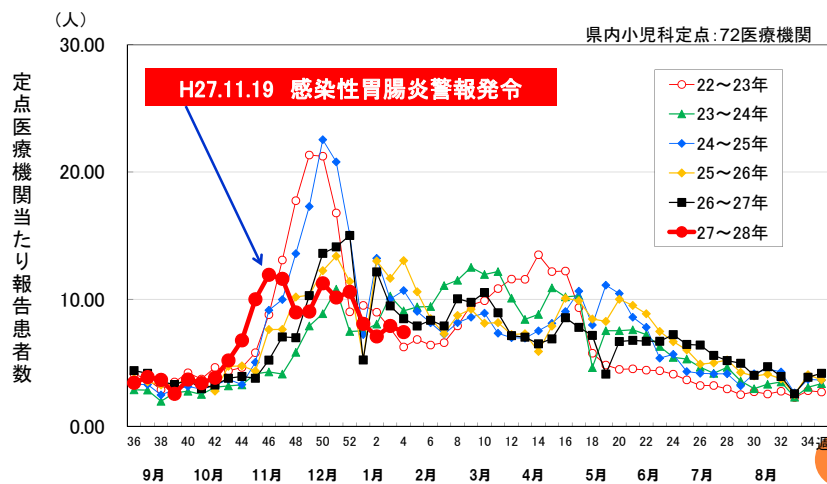
■ 厚生労働省事務連絡（平成27年10月23日）

○ 国立感染症研究所によると、

- ・この秋以降発生している集団感染事例について、地方衛生研究所で検査を実施し検出されているノロウイルスのほとんどがGⅡ.17
- ・今シーズンの感染性胃腸炎について、ノロウイルスによるものではGⅡ.17が主流となる見通し、流行が拡大する可能性
- ・ノロウイルスGⅡ.17については、GⅡ.4と比較して、現在市中で使用されているノロウイルス迅速診断検査キットによる検出感度が低いことが報告されており、ノロウイルスによる感染症と診断されず感染予防対策の遅れにつながる恐れがある

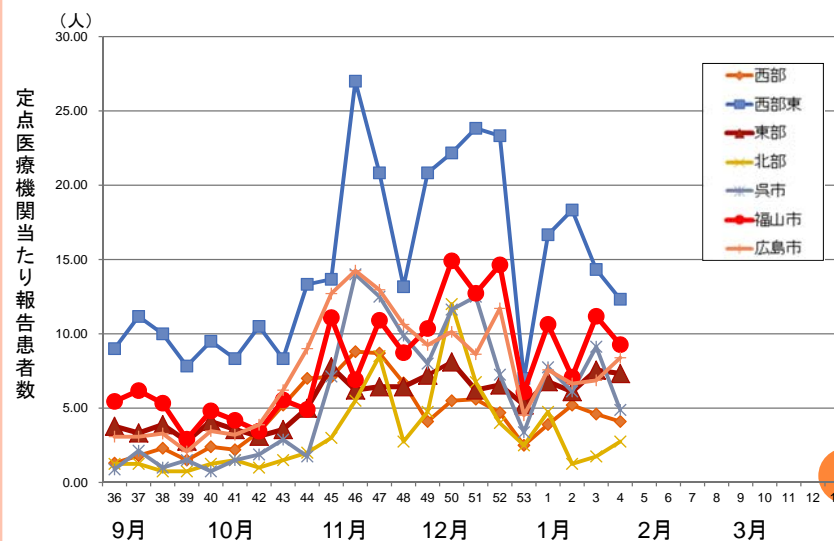
10

■ 感染性胃腸炎の定点医療機関当たり患者報告数 週別・年別比較（広島県）



11

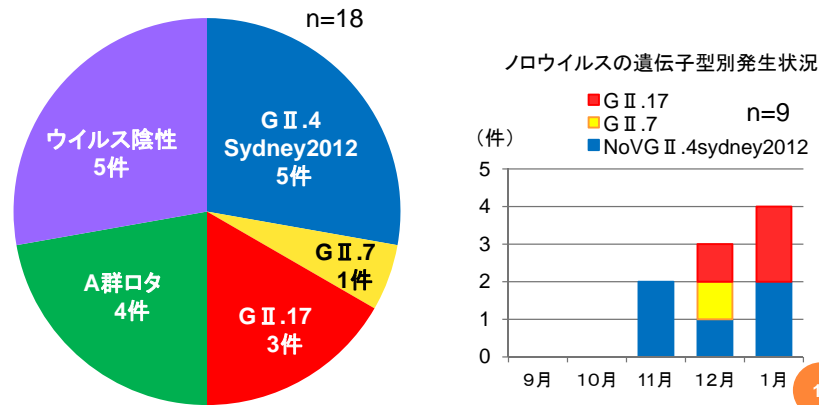
■ 感染性胃腸炎の定点医療機関当たり患者報告数 2015/2016年シーズン 保健所別



12

■ 感染性胃腸炎のウイルス分離状況(集団事例)

(今シーズン(H27.9.1~H28.2.5), 広島県)



13

■ ノロウイルスによる院内集団感染の防止

院内での集団感染発生時、嘔吐・下痢等の消化器症状を呈する者が発生し、次の報告基準のいずれかに該当する場合には、直ちに医療機関から保健所に報告するとともに、技術的指導を得るようにしてください。

(医療機関の報告基準)

- ア 同一の感染症による又はそれによると疑われる死亡者、若しくは1週間内に2名以上の重篤患者が発生した場合
- イ 同一の感染症の患者又はそれが疑われる者が10名以上、若しくは全入院患者等の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に医療機関の管理者が報告を必要と認めた場合

14

4 季節性インフルエンザについて

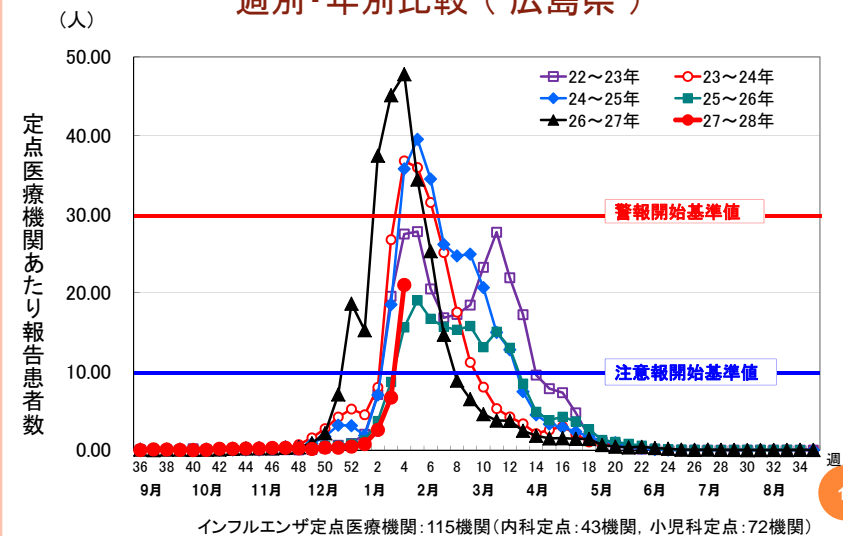
■ 季節性インフルエンザに関する注意喚起

2015/2016年シーズン
(2014/2015年シーズン)

	県立保健所				広島市保健所	呉市保健所	福山市保健所
	西部	西部東	東部	北部			
シーズン初の集団かぜ	1月19日 (10月29日)	1月18日 (12月22日)	11月17日 (11月19日)	(12月22日)	12月16日 (11月25日)	1月18日 (10月20日)	11月17日 (11月4日)
シーズン入り	1月20日 (12月18日) 県全体の報告患者が定点あたり1以上となったとき						
注意報発令	1月27日 (12月25日) 県内のいずれかの保健所管内の報告患者数が定点あたり10以上となったとき						
警報発令	2月3日 (1月7日) 県内のいずれかの保健所管内の報告患者数が定点あたり30以上となったとき						
解除	(3月26日) 県内のすべての保健所管内の報告患者数が定点あたり10未満となったとき						

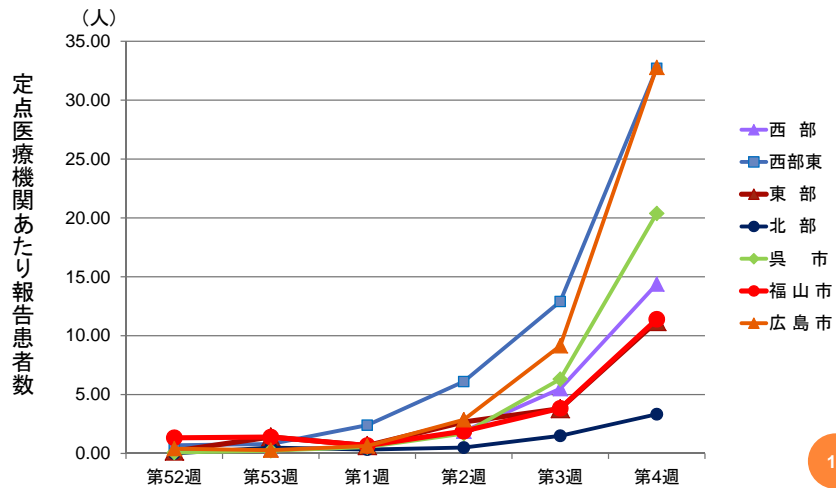
4

■ インフルエンザの定点医療機関当たり患者報告数 週別・年別比較 (広島県)



16

インフルエンザの定点医療機関当たり患者報告数 直近6週 保健所別



17

参考

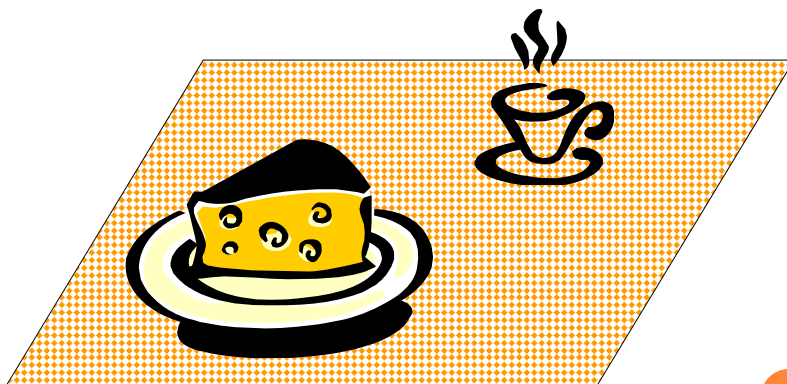
感染症発生動向調査に基づく警報・注意報発生状況 広島県内(2016年第4週現在)

対象疾患名	警報開始基準	警報継続基準	注意報開始基準	県内の発令状況	保健所別の流行状況 (定点当たり)						
					西部	西部東	東部	北部	広島市	呉市	福山市
インフルエンザ	30	10	10	警報発令 (H28.2.3 発令)	14.38	32.70	11.20	3.33	32.78	20.38	11.39
感染性胃腸炎	20	12	-	警報発令中 (H27.11.19 発令)	4.10	12.33	7.33	2.75	8.39	4.88	9.27
伝染性紅斑	2	1	-	警報発令中 (H27.11.19 発令)	0.90	2.17	0.78	0.25	1.83	1.50	1.45
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	4	-	警報発令中 (H27.10.15 発令)	2.00	2.00	1.44	2.75	3.43	1.50	2.36

原則として、警報・注意報は県内いずれかの保健所管内で開始基準以上となった場合に発令し、すべての管内で継続基準未満となった場合に解除します。

18

ご清聴いただき、ありがとうございました



19